

要注意！架空請求ハガキが再び増加しています！

＜今回の相談事例＞

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。差出人は「法務省管轄支局国民訴訟お客様センター」で、「身に覚えがない場合でも確認のため、連絡するように」と書かれている。未払いに関して心当たりはないが、本当に連絡をしていいだろうか。（80代女性）

【アドバイス】

●絶対に連絡をしないでください！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という架空請求のハガキが届いたという相談が市内で再び増加しています。公的機関を名乗り信用させ、「財産を差し押さえる」などと不安をあおり、ハガキに書いてある電話番号に電話をかけさせ、最終的にお金をだまし取る手口です。身に覚えがない請求は、絶対に連絡をしてはいけません。

●不安な時は消費生活センターに相談してください！

架空請求のハガキや電子メールは、不特定多数の人に一齐に発送しており、個人の情報を完全に特定してはおりません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。不安な場合は、すぐにハガキに書いてある電話番号には連絡をせず、消費生活センターに相談してください。

●消費生活センターをかたったハガキも。

消費生活センターから「消費料金確認通知」のハガキが届いたという相談も増えています。消費生活センターがこのようなハガキを送ることは絶対にありません。これは公的機関をかたった架空請求のハガキです。ハガキの連絡先には絶対に連絡しないでください。

※5月1日号は連休のためお休みします。次回の送付は5月15日号です。

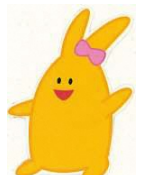
二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いや!（あなたの地域の消費生活センターにつながります）



まもりん



まもりん